

独立行政法人整理合理化計画の策定に関する指摘事項

平成 19 年 11 月 27 日
行政減量・効率化有識者会議

I. 前文

1. 独立行政法人整理合理化計画策定の意義

- ・独立行政法人は、制度導入以来6年が経過した。
- ・この間に人件費の削減、財政支出削減、自己収入の増加、透明性の確保等の成果がある一方、一部でいわゆる官製談合の舞台となるなど、国民の信頼回復が喫緊の課題である。
- ・国民生活のため、必要なサービスは確保しつつ、政府における無駄を徹底して排除するよう取り組んでいく必要がある。

2. 本指摘事項取りまとめの経緯

- ・「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）において、101の独立行政法人について原点に立ち返って見直し、年内を目途に「独立行政法人整理合理化計画」を策定する旨が決定された。
- ・これを受け、行政減量・効率化有識者会議（以下「本会議」という。）を5回開催し、この議論に基づき「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」が8月10日に閣議決定された。

（参考）独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針の考え方

- －国民生活や経済社会にとって真に不可欠なもの以外はすべて廃止との考え方にに基づき、事務・事業及び組織について、徹底的に縮減。
 - －真に不可欠とされたものについて、民営化の検討、官民競争入札等の積極的な適用、他の法人への移管・一体的実施、特定独立行政法人の見直しなどを実施。
 - －随意契約や保有資産の見直し等による運営の徹底した効率化。
 - －独立行政法人制度の特徴を一層活かすための自主性・自律性の確保。
- ・8月末までに主務大臣から所管する独立行政法人についての整理合理化案が提出されたことを受け、本会議において、9月以降、本指摘事項の取りまとめまでに14回の会議を開催し議論を行った。

- ・具体的には、49 法人についてヒアリングを実施したほか、政策評価・独立行政法人評価委員会、規制改革会議、官民競争入札等監理委員会及び資産債務改革の実行等に関する専門調査会における独立行政法人の見直し状況につき報告を聴取した。
- ・また、並行してインターネット等を通じた国民の意見募集も行いつつ、本日の取りまとめに至ったものである。
- ・今後は、政府において、本取りまとめに基づき独立行政法人整理合理化計画を策定するとともに、同計画を着実に実行することを期待する。

II. 各独立行政法人の整理合理化計画

1. 事務・事業の見直し等

- ・国民にとって真に不可欠な事務・事業以外は廃止すべきであり、残る業務についても縮小・効率化等を推進すべき。

2. 法人の廃止、民営化

- ・国民にとって真に不可欠な事務・事業以外は廃止すべき。
- ・国からの財政支出への依存がない法人、事務・事業自体は国が関与する必要があるが事業性の認められる法人等については民営化（100%政府出資の株式会社など）を実施すべき。

3. 統合、他機関・地方への移管

- ・類似業務を行っている法人、融合効果の見込める研究開発法人、小規模な法人については、他法人との統合や他機関・地方への移管を行うべき。（府省を越えた関連業務（研究開発業務、病院業務、国際業務など）を含む。）

4. 非公務員化

- ・行政改革推進法に基づき、特定独立行政法人の役職員の非公務員化を徹底すべき。

なお、上記の検討に当たっては、事務・事業及び組織の見直しの可否について、主務大臣及び独立行政法人が自ら説明責任を負うとの考え方により、検討を行う。

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

(1) 随意契約の見直し

- ・独立行政法人の契約は、原則として一般競争入札等によることとし、随意契約によることができる限度額等の基準について、すべての法人において19年度中に国と同額の基準に設定するよう措置する。
- ・各法人が策定する随意契約見直し計画において、独立行政法人全体で、18年度に締結した競争性のない随意契約1兆円のうち、約6割(0.6兆円)を競争性のある契約に移行することとしており、これらを着実に実施することにより、競争性のない随意契約の比率を国並みに引き下げる。
- ・契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、真に競争性、透明性が確保される方法により実施する。
- ・随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、各府省評価委員会による事後評価、政策評価・独立行政法人評価委員会による二次評価において、それぞれ厳正にチェックする。
- ・主務大臣は、所管する独立行政法人に対し、随意契約見直し計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施するよう要請する。
- ・総務省は、独立行政法人における随意契約見直しの取組状況を取りまとめ、公表する。

(2) 保有資産の見直し

- ・基本方針及び資産債務改革の実行等に関する専門調査会の議論等を踏まえ、保有する合理的理由が認められない土地・建物の売却等を着実に推進する。
- ・資産処分による売却収入が得られること等にかんがみ、法人個別の事情も考慮しつつ国庫返納等適切な形で財政貢献を行うことが求められる。
- ・また、上記の売却対象資産以外の保有資産についても、今後とも、資産の利用度等、本来事業に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを実施する。その結果、事業に資産が必要な場合にも、証券化等による資産圧縮を進める。
- ・この場合において、保有資産の見直しの状況については、監事及び会計監査人による監査、各府省評価委員会の事後評価及び政策評価・独立行政法人評価委員会による二次評価において、それぞれ適切にチェックする。

(3) 官民競争入札等の積極的な適用

- ・競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供する財・サービスの質の維持・向上と経費削減を図る。

(4) 給与水準の適正化等

- ・独立行政法人の給与については、公的主体としての位置付けや財政支出を受けていることも踏まえ、対応する。具体的には、以下によるものとする。
 - －人件費総額について、行政改革推進法の規定に沿って着実に削減に取り組む。
 - －国家公務員と比べ著しく給与水準の高い法人については、その給与水準が高い理由及び対応について公表し、国民に対して納得が得られる説明を行うとともに、社会的に理解が得られる水準とするよう要請する。
 - －また、国の財政支出規模の大きい法人及び累積欠損のある法人については、給与水準が適切なものかどうかを検証の上、十分な説明責任を果たすものとし、国民の理解が得られないものについては、水準そのものの見直し等適切に対応するよう要請する。
 - －法人の長については、各府省事務次官の給与の範囲内とするよう徹底する。
 - －給与水準等の公表に関し、個人情報保護にも留意しつつ、各理事及び監事の報酬について、法人の長と同様に、個別の額を公表する。
- ・能力・実績主義の活用により、一層業績を給与に反映させる。特に、役員については、各期の業績が適切に報酬額に反映されることが必要である。
- ・監事監査において、給与水準に関する説明責任が果たされているか否かといった点について、社会通念にも照らしつつチェックする。
- ・その上で、給与水準に関して、十分国民の理解が得られる説明がなされているか等の観点から、各府省評価委員会による事後評価、政策評価・独立行政法人評価委員会による二次評価において、それぞれ厳格にチェックする。

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

① 業務遂行体制の在り方

- ・役職員の業績を給与・退職金等に一層反映させることにより役職員の業務遂行へのインセンティブを向上させるとともに、役員については職務の執行が適当でないため法人の業務の実績が悪化した場合であって、当該役員

に引き続き職務を行わせることが適当でないときとは解任事由となり得ることを再確認する。

- ・民間企業における内部統制制度の導入を踏まえ、独立行政法人における内部統制について、会計監査人等の指導を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。また、独立行政法人における監事の在り方を含めた内部統制の在り方について、第三者の専門的知見も活用し、検討を行う。
- ・関連法人を有する独立行政法人について、法人単体に加え、連結ベースで評価を実施する。
- ・独立行政法人の業務・マネジメント等に係る国民の意見募集を行い、反映させる仕組みを構築する。
- ・独立行政法人の長の任命について、内閣の一元的関与を強化するとともに、監事及び各府省評価委員会の委員の任命についても内閣の一元的関与を図る。

② 関連法人等との人・資金の流れの在り方

- ・国から独立行政法人への再就職については、従来の総量規制（長の1/2、役員1/2）は達成されたところだが、引き続き、その在り方を検証する。
- ・また、独立行政法人から関連法人等への再就職についても、官製談合問題などをはじめ、重大な問題が露呈したことから、その在り方を検証する。
- ・独立行政法人の長、役員について、公募制の積極的活用等により、適材適所の人材登用を徹底する。
- ・独立行政法人と関連法人との間における人と資金の流れについて、透明性を確保するため、独立行政法人から関連法人への再就職の状況及び独立行政法人と関連法人との間の補助・取引等の状況について、一体としての情報開示を実施する。これに関し、各法人の情報公開状況を総覧可能な状況に置くものとする。
- ・関連法人への再就職に関連して不適正な契約の発生等がある場合には、独立行政法人の責任において、人と資金の流れについて適正化を図る。
- ・随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、情報開示の状況について、監事及び会計監査人監査で厳格にチェックするとともに、各府省評価委員会及び政策評価・独立行政法人評価委員会において事後評価を行う。

③ 管理会計の活用及び情報開示の在り方

- ・管理会計の活用により、事務・事業別、部門別といった単位における費用を明確にしつつ、費用対効果の分析を適切に行うこと等により、経営の効

率化を図る。

- ・事業内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。
- ・事業報告書について、主要な損益の発生要因等を明らかにするなど、法人の運営状況等について国民に分かりやすい形での情報開示を行うため、標準的な様式を定める。

④ 監事監査等の在り方

- ・監事の機能を強化するため、在任期間の延長を検討するほか、責任の明確化の観点から、決算関連業務を考慮した任命を行う。また、規模の小さい法人の負担等を考慮する必要はあるものの、常勤監事を置くよう努める。その際、マネジメントの肥大化を招くことのないよう、配慮すべきである。
- ・監事の独立性、専門性強化の観点から、その任命について内閣の一元的関与を図る。
- ・随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、給与水準の状況、内部統制の状況、情報開示の状況について、監事監査で厳格にチェックする。また、このために必要な監査体制を適切に整備する。
- ・監事間の情報交換・連携を強化する。
- ・各府省評価委員会は、監事による監査の状況を踏まえ、連携して評価に当たる。
- ・監事の在り方を含めた内部統制の在り方について、第三者の専門的知見も活用し、検討を行う。

⑤ 外部監査の在り方

- ・随意契約の適正化を含めた入札・契約状況、内部統制の状況について、会計監査人監査の中で厳格にチェックする。
- ・会計監査人の独立性の確保のため、選任の透明性を確保するとともに、その責任を明確化する。

⑥ 事後評価の在り方

- ・中期目標について、その達成度を厳格かつ客観的に評価するため、法人の業務の全般にわたり網羅的かつ定量的な指標を設定するなど、法人が達成すべき内容や水準を明確化及び具体化する。また、達成状況に応じて、中期目標の内容や期間について必要に応じ柔軟に検討する。
- ・関連法人を有する独立行政法人について、法人単体に加え、連結ベースで評価を実施する。
- ・各府省評価委員会の評価について、評定区分を統一する。その上で、評価

基準の統一を検討する。

- ・独立行政法人の評価の際、業務・マネジメント等に係る国民の意見募集を行い、反映させる仕組みを構築する。
- ・評価結果を役職員の給与・退職金の水準、法人のマネジメント体制等に反映させる。
- ・上記のほか、各府省評価委員会の委員の選任について、内閣による一元的関与を図るとともに、現行の独立行政法人の事後評価の在り方について、各府省の「お手盛り評価」とならないように改善すること、評価委員会を人事に関与させることなど実効あるものとするよう、第三者の専門的知見も活用し、検討を行う。

⑦ 情報開示の在り方

- ・国民の理解が得られるよう、分かりやすく説明する意識を徹底する。
- ・国民の情報へのアクセスの円滑化のため、例えば、財務諸表上のデータについて一覧性ある形で情報開示するほか、独立行政法人のウェブサイトにおける情報へのアクセスを容易化する。
- ・独立行政法人の業務及びマネジメントに係るベストプラクティスを公表する。

(2) 国から独立行政法人への財政支出

- ・国から独立行政法人への財政支出は、平成 19 年度で 3.5 兆円（当初予算ベース）だが、事務・事業の見直し、随意契約の見直し等による費用削減を図ることはもとより、寄附金募集の拡大に向けた取組の強化など、自己収入の増大に向けた取組を推進することを通じて、中期的には削減することを目指すべきである。
- ・寄附金募集の拡大に向けた取組は、各独立行政法人が自らの活動に関する国民の理解・協力を求める努力をするという観点から、極めて重要である。

IV. その他

1. 今後の課題

- ・Ⅱ及びⅢで継続検討とされた課題については、早期に結論を得るよう努める。

2. 整理合理化計画の実施

- ・Ⅱ及びⅢで取り組むこととされた事項について、原則として平成 22 年度末までに措置する。

- ・各法人の取組状況について、各府省評価委員会、政策評価・独立行政法人評価委員会等関連会議におけるそれぞれの活動の中でフォローアップを実施する。
- ・全体の取り組み状況について、関係府省の協力を得て行政減量・効率化有識者会議によるフォローアップを実施する。

3. 雇用問題への対処

- ・独立行政法人の廃止（大幅な職員数の削減を伴う事業の廃止を含む）等に伴う職員の雇用問題について、以下のとおり対処する。
 - －廃止等を行う独立行政法人における労使協議及び独立行政法人にまたがる労使の団体間における個々の法人の労使の独立性・自立性を尊重。
 - －他の独立行政法人（特に同一の主務府省の法人）及び政府関係機関などにおける受入措置等により、横断的な雇用確保に努力。
 - －廃止等を行う独立行政法人の職員の受入に協力する独立行政法人等について、行政改革推進法に規定する人件費一律削減措置の適用関係を整理。